藍住町罹災証明書等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町の区域内で発生した暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象によって生じた被害(以下「罹災」という。)の状況に対する証明書(以下「証明書」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる罹災)

- 第2条 証明書の交付は、次に掲げる罹災について行うものとする。
 - (1) 住家及び非住家並びにそれらに附帯する工作物
 - (2) 自動車、家財道具等の動産
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が罹災を証明することが適当と認めるもの

(証明書の種類)

- 第3条 証明書の種類は、罹災証明書及び罹災届出証明書とし、次に掲げる区分に 応じ、当該各号に定める事項を証明するものとする。
 - (1) 罹災証明書 住家及び非住家(以下「住家等」という。)について、町が現地調査又は確実な証拠により確認した罹災の程度を証明するもの
 - (2) 罹災届出証明書 前条に掲げる物件等(前号に掲げるものを除く。)について、罹災状況を町長に届け出た事実を証明するもの
- 2 前項の証明事項には、被害額に係る証明を含まないものとする。

(証明書の交付申請)

- 第4条 証明書の交付を受けようとする者は、罹災後1月以内に罹災証明書等交付申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。ただし、大規模災害等が発生した場合や、やむを得ない事情があると町長が認めたときは、この限りでない。
- 2 前項の罹災証明書等交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 ただし、添付することができない理由があるものその他町長が適当と認めたものに ついては、添付を省略することができる。
 - (1) 罹災状況を示す写真
 - (2) 罹災場所が分かる地図
 - (3) その他町長が必要と認める書類
- 3 第1項の規定により申請書を提出する者は、申請時に、本人確認書類(官公署発行の顔写真付きの証明書(個人番号カード・運転免許証・住基カード・パスポート等))の提示その他町長が適当と認める方法により本人であることを示さなければならない。

(証明書の交付)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、申請内容を審査の上、罹災証明書(様式第2号)又は罹災届出証明書(様式第3号)を交付するものとする。

(罹災の程度)

第6条 罹災の程度の認定基準は、別表のとおりとする。

(再調査)

- 第7条 第5条の規定により罹災証明書の交付を受けた者が、当該罹災証明書により証明された罹災の程度について、相当の理由をもって修正を求めるときは、当該罹災証明書の交付を受けた日の翌日から起算して3月以内に、町長に対し、再調査の申請をすることができる。
- 2 前項の申請は、罹災証明書の交付を受けた者が、町長に対し、当該罹災証明書 及び被害認定再調査申請書(様式第4号)を提出して行うものとする。

(代理人)

- 第8条 第4条及び前条に規定する手続きは、委任状(様式第5号)により、罹災者の代理人が行うことができる。この場合において、次に掲げる者が代理人となるときは、委任状の提出を要しない。
 - (1) 罹災者が個人の場合にあっては、その同居家族
 - (2) その他町長が適当と認めたもの

(手数料)

第9条 罹災証明書及び罹災届出証明書の交付に係る手数料は、藍住町手数料徴収条例(平成12年3月31日条例第177号)第8条第6号の規定により免除するものとする。

(記録)

第10条 町長は、証明書の交付について記録及び管理するため罹災(届出)証明書 交付簿(様式第6号)を作成するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年9月20日から施行する。

別表 (第6条関係)

罹災程度の認定基準

区分	認定基準
全壊	住家等の全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は住家等の損壊が
	甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なものとして次
	の各号のいずれかに該当するもの
	(1)住家等の損壊、焼失又は流失した部分の床面積がその住家等の延床
	面積の70%以上に達した程度のもの
	(2)住家等の主要な構成要素の経済的被害を住家等全体に占める損害割
	合で表し、その住家等の損害割合が 50%以上に達した程度のもの
大規模半壊	住家等が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を
	行わなければ当該住宅等に居住等が困難なものとして次の各号のいずれ
	かに該当するもの
	(1)損壊部分がその住家等の延床面積の 50%以上 70%未満のもの
	(2)住家等の主要な構成要素の経済的被害を住家等全体に占める損害割
	合で表し、その住家等の損害割合が 40%以上 50%未満のもの
半壊	住家等の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度
	のものとして次の各号のいずれかに該当するもの
	(1)損壊部分がその住家等の延床面積の 20%以上 70%未満のもの
	(2)住家等の主要な構成要素の経済的被害を住家等全体に占める損害
	合で表し、その住家等の損害割合が 20%以上 50%未満のもの
一部損壊	住家等の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度
	のものとして次の各号のいずれかに該当するもの
	(1) 損壊部分がその住家等の延床面積の 20%未満のもの
	(2)住家等の主要な構成要素の経済的被害を住家等全体に占める損害割
	合で表し、その住家等の損害割合が 20%未満のもの
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの又は全壊・半壊には該当しないが、土
	砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの
床下浸水	住家が床上浸水に至らない程度に浸水したもの
浸水	非住家が浸水したもの

備考

- 1 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- 2 「非住家」とは、住家以外の建築物をいう。
- 3 官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とするが、これらの施設に、常時、人が居住している場合は、当該部分は住家とする。